

平成30年

寒河江市農業委員会第5回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第5回総会

日 時 平成30年5月25日（金）午前9時00分

会 場 市総合福祉保健センター 多目的ホール

出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
10 番 奥 山 浩 二	11 番 菊 地 弘 美	12 番 渡 辺 裕 之
13 番 眞 木 早百合	14 番 新 宮 しのぶ	15 番 鈴 木 久 一
16 番 石 山 邦 一	17 番 菅 井 孝 一	18 番 木 村 三 紀

事務局

事務局長補佐 佐藤利美	総務主査 高子英晴
総務係長 菊地亮	農地主査(兼)農地係長 日下部靖広
農地係主事 国井茂伸	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条第1項ただし書き）
農地の用途変更について
- (4) 工事進捗状況報告書について
- (5) 時効取得について

議事

- (1) 議第19号 農地法第3条の規定による許可処分について

- (2) 議第20号 事業計画変更申請書の審議について
- (3) 議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第22号 非農地証明願の審議について
- (5) 議第23号 農用地利用集積計画書の審議について

木村議長

それでは早速議事に入ります。

議第19号から議第23号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第19号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第20号「事業計画変更申請書の審議について」
- (3) 議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第22号「非農地証明願の審議について」
- (5) 議第23号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第19号から議第23号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第23号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。職務代理。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る5月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件5件、非農地証明願案件1件、合計6件を実施し、審査しました。

議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位18番、19番、20番、中郷地区

の診療所建築用敷地、駐車場用敷地、調剤薬局建築用敷地への転用案件です。申請地は中郷の構造改善センター付近、国道458号線沿いの農地で、第1種農地ですが、集落に接続しており、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

順位の22番、日田地区の貸物置等建築用敷地への追認の転用申請です。申請地は日田の中華料理店・東東風の裏で、現在日田の小林ダクト工業が物置、資材場として利用している状況です。今回、この違法状態を解消するものでやむを得ないと判断しました。

順位23番、平塩地区の住宅建築用敷地への追認の転用申請です。申請地は平塩橋から国道458号線を横断し、平塩の集落に入ったところの農地です。住宅を建てかえた際、隣接する農地に車庫を建ててしまったとのことで、今回、この違法状態を解消するものでやむを得ないと判断しました。

議第22号「非農地証明願の審議について」、順位1番、白岩地区の案件です。現地は幸生の笈合にある土地で、平成9年ごろもみ米の乾燥機を設置し、格納倉庫として利用されてきた土地であり、非農地と判断できる場所でした。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時45分までとしたいと思います。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時50分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第19号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

議第19号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

(議案書順位27番朗読)

この件につきまして、14日、渡辺委員、今井推進委員と現地を調査してきました。現地は、先月譲受人が譲り受けた土地の隣にありまして、既に草がもう伐採されており、引き続き整地していかれることと思っ問題ないと見てきました。また、地区審査会でも異議ありませんでした。

(議案書順位31番朗読)

この件につきまして、14日、土屋委員、小野推進委員と現地を見てきました。家族間の生前贈与、生前受贈であり、何ら問題ないと思われま。地区審査でも問題ありませんで

した。

(議案書順位 3 2 番朗読)

この件につきまして、14日、土屋委員、小野推進委員と現地を調査してきました。現地は最上川の川向かいにある天童市側にある農地であり、■■■■さんの新規就農ということで、天童市と寒河江市に新規就農の計画書も提出されており、また現地は既にきれいに耕作されており、何ら問題ないと見てまいりました。地区審査会でも異議ありませんでした。

(議案書順位 3 4 番朗読)

この件につきまして、14日、渡辺委員、今井推進委員と現地を見てきました。申請事由のとおり契約の更新であり、引き続き水稻を作付するものと思われ、問題ないと見てきました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

7ページをごらんください。

(議案書順位 2 8 番朗読)

この件につきまして、15日、石山委員と、推進委員の石倉さんで現地を確認してまいりました。場所は、平野山裾の

国道287号線沿いで丸原鯉屋さんと中華料理の寒江菜館との間で、国道から20メートルぐらい行ったところの場所で、確認し何ら問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議ございませんでした。

(議案書順位29番朗読)

この場所は28番の土地の一段隣で、■■■■さんの隣の畑になっておりますので、■■■■さんがこの畑を利用してくれれば何ら問題ないと、これも15日、石山委員と、石倉推進委員とで確認してまいりました。地区審査でも異議ございませんでした。

(議案書順位35番朗読)

この件につきましても、15日、石山委員と、石倉推進委員で現地を確認してまいりました。場所は柴橋から金谷に行く信号機のある金谷バイパスの右隣で、買収で残った残地でございます。■■■■さん以外に利用する方がいないので、利用してもらえれば何の問題もないと見てまいりました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。1番、相原です。

(議案書順位 30 番朗読)

この件につきまして、5月15日、影沢委員と、川越推進委員と現地を確認してまいりました。現地は、清助新田集落内にある小規模な畑であります。昨年の11月に死亡しました父親から、その一人娘である■■■■さんが相続した土地であります。農業をする意思も手段も持ち合わせていないために、隣接する畑を耕作していました■■■■さんに何とかもらっていたきたいと強く求めまして、今回所有権を移転するものであります。対価はゼロ円ということであります。譲受人は、今後野菜畑として使用するということで、問題はないものと考えます。

(議案書順位 33 番朗読)

この件につきましても、同じく5月15日に、影沢委員、川越推進委員と現地を確認してまいりました。現地は、チェリーランドの国道を挟んだ向かい側に広がるサクランボ団地内です。この畑も今や廃墟と化した銀色のチェリードーム、三角の、あれのちょうど真向かい側にありまして、雨よけハウス6連棟のサクランボ畑です。もともとは八鍬の方の所有でありましたが、これまた亡くなりまして、娘である■■■■さんが相続した土地であります。さまざまちょっと事情がありまして、一時荒廃しかけたこの畑を2年ほど前から■■■■氏が相対で借り受けまして、管理して、状態を再生・維持しているもので、今回所有権を移転するという事になったわけです。周囲は全てサクランボ園でありまして、適正な管理で栽培を続けることはこの地域にとっても有益なことだと考えております。

順位 30 番、33 番ともに地区審査においても異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位 27 番から 35 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第 19 号は原案のとおり決定いたし

ました。

木村議長 次に、議第20号「事業計画変更申請書の審議について」、
地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の
結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員 はい、議長。9番、佐藤です。

(議案書順位3番朗読)

この件につきましては、5月14日、渡辺委員、今井推進
委員と現地を確認してきました。事由の詳細のとおりであれ
ば、何ら問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議は
ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

引き続き、農地法に基づく許可要件について事務局から
説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。

順位3番は、住宅建築用敷地の転用になっております。申
請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地
と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は
問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、
不適な事項はなく、問題はないと考えます。

なお、議第21号農地法第5条での審議もお願いいたしま

す。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第20号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第20号は原案のとおり承認相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、13ページをお願いします。

(議案書順位21番朗読)

この件につきまして、14日、渡辺委員、今井推進委員と現地を見てまいりました。現地は南寒河江駅に近く、周辺地域は住宅地であり、申請事由であれば何の問題もないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて西根・三泉地区、加藤委員、お願いします。加藤委員。

加藤委員

はい、議長。5番、加藤です。
13ページをお願いします。

(議案書順位22番朗読)

順位22番につきましては、代理の報告にもありましたとおり、18日に事前審査会で現地を調査しております。申請地は、皿沼河北線沿いの中華レストラン東東風とメゾン・リトルウッズAの西側にあたる所に位置しております。既にプレハブの物置が設置されておりましたので、追認の申請になります。農地区分も第3種農地でありますし、また、違法状態を解消するというので、いたし方ないのかなというふうに思っています。地区審査では、今後このようなことがないように、地域の委員で注視していくということで、異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉邦彦です。

12ページをごらんください。

(議案書順位17番朗読)

この件につきまして、15日、石山委員と石倉推進委員とで現地を確認してまいりました。場所は、先ほど第3条でもありましたように、平野山裾の国道287号線沿いで、丸原鯉屋さんと中華料理の寒江菜館の間の土地でございます。申請事由どおりであれば、何ら問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議ございませんでした。

(議案書順位18番、19番朗読)

この畑なんですけれども、国道458号線の工事のときにこの土地を埋めてもらって、当初、■■■■さんの息子さんか医者として開業する予定だった土地だそうです。

(議案書順位20番朗読)

この件につきまして、先ほど職務代理から説明があったように、中郷の構造改善センターの隣で、18日、事前審査会で現地を確認してまいりましたが異議がなく、地区審査でも異議ございませんでした。

(議案書順位23番朗読)

この件に関しても、先ほど職務代理から説明があったように、平塩橋から国道を抜けて20メートルぐらい入ったところの場所で、お孫さんが車庫を作るに当たって、おばあさんからここは宅地だから大丈夫ですよということで建てたそうなので、後で確認したらそこが畑だったということで、今回の申請になったようです。追認という形になります。これも、18日、事前審査会で現地を確認してまいりましたが、異議ございませんでした。地区審査でも異議ございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） 済みませんが、説明の前に議案の訂正方をひとつお願いいたします。13ページお開きください。

13ページの順位23番です。改良区の意見、可となっておりますが、こちら最上堰土地改良区の地域になりまして、こちら地区外ということでもありますので、可とありますが、こちらのほう削除のほうよろしく申し上げます。

では、説明に入ります。

順位17番は、倉庫兼直売所建築用敷地への転用になっております。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、直売所、農畜産物販売施設であり、農地区分と転用目的については問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

順位18番は、診療所建築用敷地、順位19番は、駐車場

用敷地、順位 20 番は、調剤薬局建築用敷地への転用になっています。申請地はおおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、集落に接続して建設されるものであり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

順位 21 番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

順位 22 番は、貸物置等建築用敷地への追認の転用申請になっています。申請地は住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連担している区域内の農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、追認の申請となりますが、やむを得ないと考えます。

順位 23 番は、住宅建築用敷地への追認の転用申請になっております。申請地はおおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、集落に接続して建設されるものであり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、追認の申請となりますが、やむを得ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第21号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第22号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

白岩地区、菊地ひとみ委員をお願いします。菊地委員。

菊地(ひ)委員

はい、議長。3番、菊地ひとみです。

議第22号「非農地証明願の審議について」。15ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

この件に関しまして、5月18日に、事前審査会で現地を

確認してきましたが、問題はないと思われました。地区審査でも異議ございませんでした。この建物は自宅のすぐそばの野菜畑の上にあり、今まで乾燥機がなかったために申請人の父親が建築したもので、畑に建てたもので、作業小屋として問題はないと思われました。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。特にございません。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第22号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第22号は原案のとおり決定しました。

木村議長

次に、議第23号「農用地利用集積計画書の審議について」、

9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員をお願いします。土屋委員。

土屋委員 はい、議長。4番、土屋です。

議第23号「農用地利用集積計画書の審議について」、18ページをお開きください。

(議案書朗読)

これは農振地域でありますし、 さんは認定農家でありますし、寒河江市の中核をなす人間でございます。このまま米をつくるということでもありますので、何ら地区審査でも問題はございませんでした。

集計表、19ページをごらんください。

(議案書朗読)

木村議長 ご苦労さまでした。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第23号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第23号は原案のとおり決定いたしました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第23号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

以上、これで本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時29分

平成30年5月25日

第5回総会 議長.....

議事録署名委員 11番委員.....

議事録署名委員 13番委員.....